

令和4年第4回南島原市教育委員会定例会会議録

1 日 時 令和4年4月27日(水) 14時00分～15時30分

1 場 所 南有馬庁舎 3階中会議室

1 出席者の氏名

教育長	松本弘明
教育委員	松尾哲
教育委員	塩田絹代
教育委員	吉田英則

1 欠席者の氏名

教育委員	中村一也
------	------

1 構成員以外の出席者の氏名

教育次長	五島裕一
教育総務課長	苑田和良
文化財課長	中村隆敏
世界遺産推進室長	松本慎二
教育総務課教育総務班長	井上実
学校教育課学事保健班長	本田新太郎
生涯学習課社会教育班長	岡寿彦

1 議事日程

第1 開会

第2 前回会議録の承認

第3 会議録署名人の指名

第4 教育長報告・各課室報告

第5 議案審議

報告第4号 南島原市教育支援委員会委員の委嘱について

報告第5号 南島原市社会教育委員の委嘱について

報告第6号 南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について

報告第7号 南島原市図書館協議会委員の委嘱について

報告第8号 南島原市スポーツ推進委員の委嘱について

第6 その他

- (1) 準要保護児童生徒就学援助の認定について
- (2) 南島原市立小・中学校学校評議員の委嘱について
- (3) 令和4年度教育委員会主要事業計画について
- (4) 次回教育委員会定例会の開催について
- (5) その他

第7 閉会

松本教育長 報告第4号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当班長から説明させます。

学事保健班長 報告第4号「南島原市教育支援委員会委員の委嘱について」をご説明いたします。

教育支援委員会につきましては、本市に居住する心身に障害のある児童、生徒に対し、それぞれの能力に応じた教育が受けられるよう、その判定と就学支援の適正を期するため本委員会を置くものであります。

次のページをご覧ください。

令和4年度の教育支援委員会委員の委嘱については、名簿にお示ししておりますとおりとなります。医師や必要と認められる委員につきましては、関係団体の推薦をいただいております。

また、新規に委嘱する委員については、黄色で示しております。

12番 渡邊委員につきましては、前任が高齢を理由に辞退されたことから、私立こども園代表として渡邊氏に委嘱しているところです。

関係教育機関の職員につきましては、校長会の組織改編により新たに委嘱となっているところです。

以上、ご報告いたします

松本教育長 この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長 特にないようです。

「報告第4号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長 次の、報告第5号「南島原市社会教育委員の委嘱について」と、報告第6号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は関連がありますので、一括して議題といたします。

内容について、担当班長から説明させます。

社会教育班長 報告第5号「南島原市社会教育委員の委嘱について」及び報告第6号「南島原市公民館運営審議会委員の委嘱について」は、南島原市社会教育委員と南島原市公民館運営審議会委員の委員を兼務とさせていただいておりますので、一括してご報告いたします。

南島原市社会教育委員は、社会教育法第15条第2項並びに南島原市社会教育委員条例第2条の規定により、南島原市公民館運営審議会委員は、社会教育法第30条、第1項並びに南島原市公民館条例第14条第2項の規定により委嘱するものでございます。

任期は、2年であり、今回、名簿に記載の18名の方を、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の任期を委嘱するものでございます。

また、委員18名のうち前期から継続いただける方が15名、新規に委嘱する方が、黄色に色付けしております3名でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長
松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。
特にないようです。

「報告第5号」及び「報告第6号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第7号「南島原市図書館協議会委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当班長から説明させます。

社会教育班長

報告第7号「南島原市図書館協議会委員の委嘱について」をご説明いたします。
図書館法第15条並びに南島原市図書館条例第6条第2項の規定により委嘱するものでございます。

任期は、2年であり、今回、名簿に記載の10名の方を、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の任期を委嘱するものでございます。

また、委嘱委員10名のうち、前期から継続いただける方が、6名、新規で委嘱する方は、黄色で色付けしております4名の方が、新たに委嘱する委員でございます。

以上で、報告を終わります。

松本教育長
吉田委員

この件について、何か質疑などはございませんか。
名簿を見ますと、委員に北有馬町の方がいらっしゃらないようです。できれば8町から委員が選ばれた方が良くと思いますが、この辺も今後考えて行かれたらどうでしょうか。

社会教育班長

名簿に記載している住所では北有馬町の方はいらっしゃいませんが、6番の松尾委員は、住所は口之津ですが、北有馬の読み聞かせ団体で活動をされていることから、北有馬の代表として選出しているところでございます。

松本教育長

他にございませんか。
特にないようです。

「報告第7号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、報告第8号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」を議題といたします。

内容について、担当班長から説明させます。

社会教育班長

報告第8号「南島原市スポーツ推進委員の委嘱について」をご説明させていただきます。

スポーツ基本法第32条第1項、並びに南島原市スポーツ推進委員に関する規則第4条の規定により委嘱するものです。

任期は、2年であり、今回、名簿に記載の80名の方を、令和4年4月1日から令和6年3月31日までの2年間の任期を委嘱するものでございます。

委嘱委員80名のうち、前期から継続いただける方が77名、新規に委嘱する

方は黄色で色付けしております3名でございます。また、婚姻により氏に変更がある方1名も黄色で色付けしております。

以上で、報告を終わります。

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

特にないようです。

「報告第8号」につきましては、規則に基づき、教育委員会に報告するものでございますので、以上の報告をもって了承をお願いします。

日程 第6 その他

松本教育長

続きまして、日程第6「その他」に移ります。

松本教育長

第1号「準要保護児童生徒就学援助の認定について」を議題とします。

この案件につきましては、個人情報が含まれておりますので、非公開にしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〈異議なしの声〉

松本教育長

この案件は、非公開といたします。

〈非公開の説明〉

松本教育長

本件につきましては、認定の基準に該当しており、「就学援助」の対象者として認定したものです。

以上の報告をもって了承をお願いします。

松本教育長

次に、第2号「南島原市立小・中学校評議員の委嘱について」を議題とします。内容について、担当班長から説明させます。

学事保健班長

(南島原市立小・中学校学校評議員について説明)

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松本教育長

特にないようです。

特にないようですので、以上で、「第2号」の報告を終わります。

松本教育長

次に、第3号「令和4年度教育委員会主要事業計画について」を議題とします。各課別に、担当課室長から説明させます。

各課室長・班長

(令和4年度教育委員会主要事業計画について説明)

松本教育長

この件について、何か質疑などはございませんか。

松尾委員

7ページの小・中学校適正規模・適正配置についてですが、以前、義務教育学校の設置については、だいぶ話し合いを進めましたが、また今後も義務教育学校の検討をしていくという、お考えなのでしょうか。県下の状況なども分かればお教えください。

2点目です、10ページです。

本市では大変ありがたいことに英検では全額補助を行っていただいております、子供達も大変助かっているものと思います。以前は漢字検定を主に取り組んでおりましたが、今、漢字検定を実施している学校はありますか。また、漢字検定への補助は考えておられないのかお尋ねします。

3点目ですが、今日の新聞に中学校部活動の「地域移行」に関する記事があり

ましたが、各自治体にもそのような情報が来ているのでしょうか。

教育総務課長

7ページに記載しております「義務教育学校の設置を含めた・・・」との表現でございますが、これについては、以前、適正規模・適正規模の基本方針等を定め、保護者等への説明会をする中で、義務教育学校のメリット・デメリットなどが十分伝わっていないとの反省があったと聞いておりますので、これについてはまだ結論を得ていないと認識していることから、その様な表現にしているものでございます。

なお、県内の状況等につきましては、次回改めて学校教育課から回答させていただきます。

学事保健班長

2点目、3点目についても、次回の定例会で回答させていただきます。

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、以上で、第3号の報告を終わります。

松本教育長

次に、第4号の「次回教育委員会定例会の開催について」でございます。

内容について、担当課長から説明させます。

教育総務課長

(次回教育委員会定例会の開催について説明)

松本教育長

それでは次回の定例会は、5月30日、月曜日、「令和4年度長崎縣市町教育委員会合同研修会」終了後に開催する予定としますので、よろしくお願ひします。

松本教育長

最後に、第5号の「その他」でございますが、皆様方から、何かございませんでしょうか。

教育総務課長

(長崎縣市町村教育委員会連絡協議会 令和4年度「総会並びに表彰伝達式」の開催中止について説明)

松本教育長

他にございませんか。

特にないようですので、第5号の「その他」を終わります。

日程 第7 閉会

松本教育長

以上を持ちまして、本日の定例会を閉会いたします。

委員の皆様、大変、お疲れさまでございました。

閉会 15時30分

会議録署名人

教育委員

記録職員